

(別紙)

令和4年9月22日一部改正
令和4年11月21日一部改正
令和4年6月27日

障害者支援施設等の従事者に対する新型コロナウイルス感染症
病原体検査の疑義照会について

兵庫県障害福祉課

(受検対象者)

- Q1. 受検資格に、新型コロナウイルスに係るワクチン接種の有無は要件となるか。
A1. ならない。ワクチン接種の有無に関わらず対象者となる。
- Q2. 従事者について正規雇用職員のみが対象となるか。
A2. 非正規雇用職員も対象となる。
- Q3. 対象施設・事業所に併設する障害福祉サービスの従事者はすべて対象となるか。
A3. 対象施設・事業所の利用者と接する者が対象。
例) グループホーム【対象施設】に併設の短期入所【対象外事業所】の職員(専従)
グループホーム入居者と接する場合 対象
グループホーム入居者と接しない場合 対象外
- Q4. 従事者について併設事業所で兼務している場合は、所属をどのようにすれば良いか。
A4. いずれか1つのサービスで登録すること。
複数の登録は不可。
- Q5. 従事者について直接雇用職員のみが対象となるか。
A5. 直接雇用職員だけでなく、厨房職員、清掃員、ドライバー等の利用者と接する機会がある委託職員も対象となる。

(検査の実施)

- Q6. 検査実施について、期間内であれば、何度でも受検することが可能か。
A6. 1週間に2回の頻度で受検することができる。
- Q7. 1週間に2回の検査以外に、濃厚接触者に対する検査等に使用してもよいか。
A7. 事業所内のクラスター発生防止の観点から使用してよい。

(検査結果)

- Q8. ワクチン接種後に当該検査を行い、それにより陽性判定となる可能性はあるか。
A8. ワクチン接種による陽性反応はない。

- Q9. 当該検査で陽性判定が出た時の対応は。
- A9. 受験者本人：次の URL の内容に沿って対応をすすめること。
県 HP「新型コロナの陽性者・濃厚接触者の方をお願いしたいこと」
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/corona210903.html>
- 施設等管理者：施設等において、同一時期に複数人の陽性者が発生し、感染拡大のおそれがある場合には、速やかに所在地を管轄する健康福祉事務所に相談すること。
- Q10. 当該検査で陽性判定となった後に、医療機関受診に係る費用負担についてはどうするか。
- A10. 当該検査は、公費にて実施するが、当該検査で陽性となった後の医療機関への受診は当該公費負担の対象外。
通常の医療機関受診と同じ取扱いとなる。

(検査申込)

- Q11. 検査キットの申込数の考え方は。
- A11. 初回申込数は、2ヶ月分の発注とするため、「検査対象職員数×16回」とする。
その後の申込は、在庫が概ね1ヶ月分となった段階で、1ヶ月分の発注とするため、「検査対象職員数×8回」とする。
なお、検査キットが1箱10キット入となっているため、申込数は1の位を繰り上げることとする。
- Q12. 実績報告書兼発注書の頻回検査とその他の区分は、どちらを選択すればよいか。
- A12. 頻回検査は、従事者への1週間に2回おこなう検査時に選択すること。
濃厚接触者となった従事者の待機解除等に使用した場合は、その他を選択すること。

(実績報告)

- Q13. 検査の実績報告はいつ行うのか。
- A13. 検査実施日の翌日に実績報告書(エクセル)を事務局にメールで送付すること。